

社会福祉法人清心福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清心福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対して、職務の対価として報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬を支給しない。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合には、別表1により報酬を支給する。
2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合にも、別表1により報酬を支給する。

（役員等の業務報酬）

第5条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合には、別表2により報酬を支給する。

（出張旅費）

第6条 役員等が法人業務のために出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（報酬等の支給方法）

第7条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人業務を行った都度、現金にて支給する。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 21 日より施行する。

別表 1 (理事会及び評議員会への出席報酬)

種 別	報 酬 (日額)
理事会への出席	5, 0 0 0 円
評議員会への出席	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会への出席	5, 0 0 0 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表 2 (役員等の業務報酬)

種 別	報 酬 (日額)
理事の業務報酬等	5, 0 0 0 円
監事の業務報酬等	5, 0 0 0 円
評議員の業務報酬等	5, 0 0 0 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする